

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により公示する。

公示日：令和4年2月3日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定年月日 (指定の有効期限)
				名称	所在地	
394	株式会社豊栄設備	千葉県緑区 誉田町一丁目1015番地	土屋 英明	株式会社豊栄設備	千葉県緑区 誉田町一丁目1015番地	令和4年1月28日 (令和9年1月27日)